

事務連絡  
平成 28 年 8 月 31 日

都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

### 保管施設の選定に関する留意事項について

日頃から、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 8 月 31 日付け環廃企発第 1608312 号で同法に基づく保管施設の指定に係る意向調査を依頼したところですが、貴都道府県におかれましては、保管施設の選定に当たり、下記の事項に十分配慮すべきことを貴管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 再商品化事業者決定後の保管施設の変更について

再商品化業務の実施に当たっては、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）が行う入札により、前年度中に保管施設ごとに再商品化事業者が決められてきたところであるが、今般、容リ協会による入札によって各保管施設に係る再商品化事業者が決定したにもかかわらず当該施設の変更を希望する市町村が散見されており、これらは円滑な再商品化業務の実施に支障を来すおそれがある。

このため、保管施設の選定に当たっては、再商品化事業者決定後の保管施設の変更は認められないこと、また、原則として今回の意向調査で回答いただく施設が保管施設になることに改めて留意されたい。

#### 2. 保管施設の選定基準について

保管施設の選定に当たっては、効率的な分別収集の実施の観点から、保管施設の設置基準を定めた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に基づき、おおむね人口の合計 30 万当たり 1 か所を超えない割合で選定されたい。

※本資料は平成29年9月7日付で環境省から都道府県向けに出された「保管施設の指定に関する意向調査の実施について」に参考資料として添付されたものです。